

証券コード3600
2022年6月13日

株 主 各 位

京都市北区平野宮本町5番地

株式会社 フジックス

代表取締役社長 藤井 一郎

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送願います。(当社の議決権行使期限は、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分であります。)

なお、本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、極力書面による議決権行使をご検討いただきますとともに、ご出席されます場合には、マスク着用などの感染防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、定時株主総会当日には、当社の判断におきまして、株主総会会場にて感染予防のための必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時20分)
2. 場 所 京都市上京区新町通中立売下る仕丁町330番地
京都ブライトンホテル地下1階 麗華の間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内略図をご参照
いただき、お間違いのないようご注意下さい。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

3. 目的事項

報告事項

1. 第73期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fjx.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎事業報告の「会社の体制及び方針」及び連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.fjx.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査した事業報告、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とホームページに掲載した上記書類となります。
 - ◎ご出席の株主様にお配りするお土産は取りやめさせていただきますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、強固な経営基盤のもとに、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としており、引き続き収益力の回復に努めて、長期安定的に投資家のご期待に応えるよう努力を続けてまいります。しかしながら、コロナ禍を背景とした経営環境の悪化による大幅な損失の計上や、今後さらに厳しさが予想される経営環境を踏まえて、当期の期末配当金は、1株につき50円とさせていただきますと存じます。

また、内部留保金につきましては、事業の継続と損失の改善に向けた喫緊の課題解決のための備え等としつつ、長期安定的な経営基盤構築のために有効に活用したいと考えております。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金50円00銭
総額	68,833,400円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の取締役候補者として適任であると判断したという意見をいただいております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじ い ち ろう 藤井一郎 (1958年2月1日生)	1980年4月 当社入社 1985年3月 同取締役 1994年6月 同常務取締役 1996年6月 同代表取締役専務 1997年6月 同代表取締役副社長 1998年6月 同代表取締役社長（現任）	44,000株
		藤井一郎氏は、1985年3月以来、当社の取締役として要職を歴任し、1998年以降は当社の代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり当社の経営に携わり、事業全般に精通しております。今後も中長期の企業価値向上のために引き続き取締役への選任をお願いするものであります。	
2	まつ お ゆう じ 松尾勇治 (1972年6月25日生)	2003年12月 当社入社 2009年4月 同財務課長 2010年2月 同経営企画室長兼財務課長 2018年4月 同理事管理部長兼財務課長 2018年6月 同取締役管理部長兼財務課長 2020年4月 同取締役管理部長 2020年6月 同常務取締役管理部長（現任）	2,000株
		松尾勇治氏は、長年当社の財務部門に携わり、経営企画室長を歴任するなど、当社の財務企画部門に精通しております。また、管理部長就任後は、当社グループ全般の経営企画にも携わっております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。	
3	ふじ い しょう た 藤井翔太 (1988年1月19日生)	2010年4月 株式会社京都銀行入行 2015年4月 当社入社 経営企画室長代理 2018年4月 同理事経営企画室長 2018年6月 同取締役経営企画室長 2020年6月 同常務取締役経営企画室長（現任）	17,400株
		藤井翔太氏は、金融機関での勤務経験を通じて、企業のガバナンスなど経営について有用な知見を有しております。また、経営企画室長を務めており、当社グループの経営企画全般に精通しております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	うえはら やすひろ 上原康裕 (1969年7月18日生)	1988年4月 当社入社	1,800株
		2016年4月 上海富士克制線有限公司生産部長(現任)	
2018年4月 当社理事			
2019年7月 常州英富紡織有限公司総経理(現任)			
2020年6月 当社取締役生産部長(現任)			
上原康裕氏は、長年当社の生産部門に携わり、中国子会社の生産部門の要職を歴任するなど、グローバル化する当社グループの生産業務に精通しております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。			
5	【新任】 いとう かずお 伊藤和夫 (1963年9月24日生)	1987年4月 当社入社	(951株)
		2005年3月 同営業一部東日本販売課長	
2010年12月 株式会社シオン代表取締役社長			
2013年12月 FUJIX VIETNAM CO.,Ltd.社長			
2018年4月 当社理事(現任)			
2022年4月 同アパレル資材部副部長兼同東日本販売課長(現任)			
伊藤和夫氏は、長年販売部門に携わり、国内外の子会社の要職を歴任するなど、当社グループの販売業務に精通しております。今後はこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、新たに取締役への選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
3. 取締役候補者伊藤和夫氏の所有する当社の株式数は、従業員持株会の本人持分を示しております。なお、本議案をご承認いただき、同氏が取締役役に就任した場合には、従業員持株会の規約に基づき、持分引出等退会に際しての処理が行われます。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役枚山広幸氏が辞任することから、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任される監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、前任の監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かわしまのぶひさ 川嶋伸久 (1959年5月12日生)	1982年4月 当社入社 2003年10月 上海富士克貿易有限公司総経理 2010年1月 上海富士克制線有限公司営業部長 2015年1月 当社アパレル資材部長 2016年6月 同取締役アパレル資材部長(現任)	2,020株
川嶋伸久氏は、長年にわたり販売部門の責任者や海外子会社の責任者などの要職を歴任し、当社グループの業務に精通しております。当社グループのガバナンス体制の強化のために、取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉選任後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役6名、社外取締役2名で構成される体制となります。

当社は、フジックスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力等）の分野を特定しております。

取締役候補者に対して特に期待する分野は、次のとおりであります。

氏名	地位	当社が期待する知見・経験						
		企業経営	営業・マーケティング	国際性・海外駐在経験	技術・研究開発	財務会計	法務・コンプライアンス	サステナビリティ
藤井 一郎	取締役社長	●	●		●			●
松尾 勇治	常務取締役	●				●	●	●
藤井 翔太	常務取締役	●	●			●		●
上原 康裕	取締役	●		●	●			●
伊藤 和夫	取締役	●	●	●				●
川嶋 伸久	取締役 (監査等委員)	●	●	●				
吉田 薫	社外取締役 (監査等委員)						●	
山田 善紀	社外取締役 (監査等委員)	●				●		

(注) 1. 地位は本総会終結後の取締役会で決定いたします。

2. 上記の一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
くにまつじいち 国松治一 (1957年6月8日生)	1985年10月 司法試験合格 1988年3月 司法研修所卒業 1988年4月 弁護士登録 1994年4月 国松法律事務所開業 (重要な兼職の状況) 国松法律事務所代表	一 株
国松治一氏は、経営陣から高い独立性があり、弁護士としての専門知識や経験によりコンプライアンス経営に高い見識を有しており、適切な助言や経営の監督機能の発揮が期待されることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 国松治一氏は、補欠の社外取締役(監査等委員)候補者であります。
3. 国松治一氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 国松治一氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。国松治一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって辞任される監査等委員である取締役枚山広幸氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

なお、退職慰労金の支給につきましては、当社役員退職慰労金規程に基づくものであり、相当であると判断しております。

また、監査等委員会からも、同様の趣旨で本支給は適切であると判断したという意見をいただいております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
すぎやまひろゆき 枚山広幸 (1954年8月3日生)	2015年6月 当社常勤監査役 2019年6月 同取締役(監査等委員)(現任)

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨秋以降は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及とともに、感染者数も減少して消費回復への期待が高まりましたが、本年1月以降は、3回目のワクチン接種が高齢者から優先的に普及し始めたものの、新たなオミクロン株による感染が急拡大し、再び全国的な「まん延防止等重点措置」の発出に至り、衣料品や手芸関連品の消費マインドは腰折れする状況となりました。この先行きの不透明感を受けて日本向け衣料品の生産は引き続き慎重で、工業用縫い糸は受注の回復が鈍かった上、家庭用縫い糸も前期の手作りマスク需要などの反動に加えて店舗への来店顧客数も減少し、受注の低迷が続きました。さらに一方で、原油価格の上昇等による原材料価格や輸送費用の上昇が製造原価を押し上げるなど、売上高の減少と製造コスト上昇の両面で、縫い糸の事業環境は極めて厳しい状況となりました。

これらにより当連結会計年度の売上高は、為替換算レート変動による増収要因があったにもかかわらず、5,417百万円（前期比7.1%減）となりました。

一方、利益面につきましては、前期には当社新社屋に関連する一過性の費用があったことや、当期の受注低迷や営業活動制約等に伴い、販管費は前期と比較して低水準にあるものの、当社の売上高及び生産高の減少と原材料価格の上昇、アジアセグメントでの生産子会社の減益が響いて、営業損失は212百万円（前期は95百万円の利益）、経常損失は168百万円（前期は146百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は164百万円（前期は137百万円の利益）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

日本

当社グループにおきましては、事業年度の末日を、当社は3月末日、国内子会社は1月末日と定めております。

国内における衣料品は、昨年秋以降の感染減少で、本格的な消費回復が期待されましたが、本年1月以降のオミクロン株の感染急拡大により、消費マインドは再び落ち込み、その生産もまだら模様で慎重な姿勢が続きました。これにより衣料用縫い糸の受注も回復の見られぬ状況が続きました。

またカーシート向けなど、車輻内装用縫い糸は、当期は自動車生産の回復に比例して受注も回復傾向となりましたが、昨秋以降は半導体不足や海外部品生産国でのコロナ感染拡大による調達難から国内の自動車生産が減速した影響を受けました。

さらに国内が主な市場である手芸関連分野は、前期の手作りマスク需要などの反動に加えて、特に本年1月以降はオミクロン株による感染急拡大により、消費マインドの低下や店舗への来店顧客数が減少したこともあって、家庭用縫い糸の受注は低迷が続きしました。

これらにより当セグメントの売上高は4,262百万円（前期比11.1%減）となりました。

また、利益面につきましては、前期には当社新社屋に関連する一過性の費用もあったことや、当期の受注減少や営業活動制約等に伴い、販管費は前期と比較して低水準にあるものの、当社の売上高及び生産高の減少に加えて原油価格の上昇等による原材料価格や輸送コストの上昇が製造コストを押し上げ、セグメント損失は191百万円（前期は31百万円の利益）となりました。

アジア

当セグメントに属する全ての海外子会社は、事業年度の末日を12月末日と定めており、当連結会計年度には、2021年1月から12月までの業績が連結されております。

当セグメントの海外子会社は中国、タイ国、ベトナムにあり、中国におきましては、ゼロコロナ政策により、感染者数も抑制され、営業活動や工場の操業を制限されることはありませんでしたが、日本向け衣料品の生産は回復が鈍いため、それらに使用する縫い糸の受注は大きな回復が見られない状況が続きました。

また、タイ国やベトナムにおきましては、中国同様に日本向け衣料品の生産の回復はまだら模様であった上、それぞれの国で感染の増加と減少が繰り返され、従業員の出勤や事業活動が制限される事態も発生するなど、不安定な事業環境が続きました。

しかしながら為替換算レートの変動による増収要因があったため、当セグメントの売上高は1,154百万円（前期比11.7%増）となりました。

一方、利益面は、円安の影響も受け、特に中国の子会社において、エネルギー価格、輸送費等の上昇などに加え、前期に実施されたコロナ禍における政府の減免措置が減少したことで製造費用、販管費がともに大幅に増加するなど、中国事業における減益が響いてセグメント損失は20百万円（前期は51百万円の利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 70 期 2019年3月期	第 71 期 2020年3月期	第 72 期 2021年3月期	第 73 期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	6,401	6,050	5,830	5,417
経 常 利 益 (百万円)	30	121	146	△168
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	△216	△25	137	△164
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△157円25銭	△18円39銭	100円01銭	△119円29銭
総 資 産 (百万円)	11,118	10,560	10,707	10,775
純 資 産 (百万円)	9,372	9,037	9,382	9,445
1 株 当 たり 純 資 産	6,297円15銭	6,058円38銭	6,324円44銭	6,318円49銭

(注) △は損失を示しております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、発生からおよそ2年半が経過したものの、終息の見通しは立たず、今後も新型コロナウイルスとの共生が続くなかで、様々な業種の企業において、ライフスタイルや消費動向、購買行動の変化を踏まえた事業戦略の見直しが迫られております。

縫い糸や刺繍糸の製造販売を主な事業とする当社グループが、深く関わるアパレル・ファッション業界や手芸関連業界におきましても、コロナ禍による消費マインドの低迷や消費志向の変化などにより、短期的には極めて厳しい状況が続いており、回復の兆しを感じられません。

また、従来緩やかに変化しつつあったわが国のライフスタイルや価値観、衣料品、手芸材料に対する消費志向や購買行動は、今回のコロナ禍をきっかけに変化のスピードが速まり、急速に多様化が進みつつあります。

さらに温室効果ガスや環境汚染問題を背景に持続的社會構築への関心が世界的に高まるなか、今後は当社グループにおいても環境負荷軽減の様々な要請が一層高まることが予想されます。

このように国内外の状況が大きく変わりつつあるなか、当社グループといたしましては、中長期的な縫い糸事業の環境について、次のように考えております。

(1) 工業用縫い糸の事業については、縫製業は、労働集約型産業であり、豊富で低廉な労働力が求められるため、単品大量生産型の衣料品は、その縫製も低賃金の地域や国に移動する傾向があるが、小ロット多品種で短納期、かつ、高い縫製品質が求められる高級衣料品や高機能衣料品については、その消費地への短納期での供給を踏まえて、賃金が上昇傾向にある中国や東南アジア諸国においても、今後も一定の生産のボリュームを維持していくと考えられる。

世界の同業他社の事業状況からの推測ながら、当社グループの世界市場におけるシェアは極めて小さく、欧米や日本に加えてアジア各国の同業他社がしのぎを削るアジア地域における当社グループのシェアは、独自の製品の開発を始め、競争力を高めて顧客の支持を得ることの中長期的には拡大の余地がある。

しかしその一方で、温室効果ガスや環境汚染問題を背景に、当該事業においても持続的社会的構築に向けて、製品の仕様や製造工程における様々な環境負荷軽減への対策が不可避となると予想される。

(2) 家庭用縫い糸の事業については、わが国の手作りホビー分野におけるソーイング需要は、コロナ禍による手作りマスク需要などにより一時的に需要が急増したが、現状、その反動や、長引く外出自粛などの影響で需要の低迷が続いている。しかし一方では、在宅時間における癒しやオリジナリティを求めてホビーソーイングが見直される傾向も見受けられることから、今後も手作りホビーの一分野として有効な提案を継続することにより、需要掘り起こしの余地がある。

また、わが国よりはるかに大きな成熟市場を有する欧米市場における当社製品のシェアは極めて低く、独自性の高い製品の提案等によって、シェア拡大の余地があるほか、中国を始め東南アジア諸国においては、富裕層などを中心に、一定の手作りホビー需要が根付いており、今後も市場成長の可能性がある。

当社グループは、これらの縫い糸事業の中長期的な見通しや可能性を踏まえた上で、下記の「会社の対処すべき課題」に取り組み、中長期の業績の回復と成長を目指してまいります。

- (1) 高機能はもちろん、持続的社会的構築に寄与する技術開発や製品開発を強化して家庭用から工業用、衣料用から非衣料用に至るまで、独自性があり且つ高品質な製品により付加価値の増大を目指す。
- (2) 環境負荷軽減への対応や海外事業のリスクを踏まえつつ、アジア地域での生産体制の整備や見直しに努めて、競争力を強化し、アジア事業の一層の拡大を図る。
- (3) 国内連結子会社3社との連携を強化し、国内事業のさらなる効率化と収益力の回復を目指す。

- (4) 手芸関連市場に対してSNSなども活用しながら、ソーイングを始め、自宅で楽しめる手作りホビーの魅力を発信し、新たな需要の掘り起こしに努めるとともに、家庭用縫い糸においても独自の製品を提案し、欧米諸国やアジア地域など海外市場の開拓に努める。
- (5) 取引先やユーザーへの効率的な営業活動や、生産の合理化・効率化を目的としてDXやIoTの活用を目指す。
- (6) 生活様式の変化や働き方改革の今後の動向も踏まえつつ、ステークホルダーの信頼の維持はもとより、環境負荷の軽減を始め、企業としての社会的責任を果たす。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 F T C	100百万円	100%	縫い糸の製造・販売
株式会社 シオン	50百万円	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
株式会社ニットマテリアル	50百万円	100%	衣料原材料・縫い糸の販売
上海富士克制線有限公司	6,900千米ドル	70%	縫い糸・刺しゅう糸の製造・販売
上海富士克貿易有限公司	1,250千米ドル	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
上海新富士克制線有限公司	1,000千元	(90%)	縫い糸・刺しゅう糸の販売
富士克國際(香港)有限公司	3,500千香港ドル	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
上海福拓線貿易有限公司	25百万円	(100%)	縫い糸の販売
常州英富紡織有限公司	315百万円	100%	縫い糸の撚糸加工
FUJIX VIETNAM CO.,Ltd.	650千米ドル	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
FUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd.	100百万パーツ	70%	縫い糸の製造/縫い糸・刺しゅう糸の販売

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)を示しております。

③企業結合の経過及びその成果

当社の連結子会社は上記の11社(国内3社、海外8社)であります。なお、企業結合の成果については、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、家庭用縫い糸及び工業用縫い糸・刺しゅう糸並びに各種糸の製造、販売を主たる事業としております。また、これらの原材料及び半製品の販売並びに手芸関連商品及び縫製副資材等の販売も行っております。

区 分	主 要 製 品
家 庭 用 製 品	合織ミシン糸・手縫い糸・刺しゅう糸 絹ミシン糸・手縫い糸、手芸用各種糸
工 業 用 製 品	合織ミシン糸・刺しゅう糸
そ の 他 製 品	合織撚糸半製品、合織染色半製品 手芸関連商品、縫製副資材

(8) 企業集団の主要拠点等

名 称	所 在 地
本社（営業部、管理部）	京都市北区
当社東京支店（営業部）	東京都豊島区
当社滋賀事業所（生産部、物流部、研究開発室）	滋賀県東近江市
フジックスグループ東北物流センター	秋田県横手市
株式会社F T C	京都市北区ほか2拠点
株式会社シオン	秋田県横手市
株式会社ニットマテリアル	山梨県甲府市
上海富士克制線有限公司	中国・上海市
上海富士克貿易有限公司	中国・上海市
上海新富士克制線有限公司	中国・上海市ほか3拠点
富士克國際（香港）有限公司	中国・香港
上海福拓線貿易有限公司	中国・上海市
常州英富紡織有限公司	中国・瀋陽市
FUJIX VIETNAM CO.,Ltd.	ベトナム・ホーチミン市
FUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd.	タイ・バンコクほか1拠点

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前期末比増減
男 性	187 名	3名減
女 性	231	3名減
合 計	418	6名減

(注) 従業員数には、当社グループ外からの出向者（1名）が含まれております。

②当社の従業員数

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男 性	62 名	2名減	50.1	22.4
女 性	59	3名減	46.9	18.4
合 計 又 は 平 均	121	5名減	48.6	20.5

- (注) 1. 従業員数には、子会社への出向者（5名）は含まれておりません。
 2. 平均勤続年数を算出する際の定年後再雇用者の勤続年数は、前期まで再雇用開始の日から起算しておりますが、当期より当初の入社の日から通算して算出しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,989,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,468,093株 (うち自己株式 91,425株)
- (3) 株 主 数 684名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 F J 興 産	158,600 ^株	11.52%
藤 井 多 鶴 子	115,400	8.38
小 原 京 子	86,000	6.25
鈴 木 直 子	68,400	4.97
ク ロ バ ー 株 式 会 社	58,600	4.26
藤 井 一 郎	44,000	3.20
藤 井 太 郎	42,800	3.11
I N T E R A C T I V E B R O K E R L L C	38,800	2.82
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	36,960	2.68
株 式 会 社 京 都 銀 行	33,200	2.41

(注) 当社は、自己株式91,425株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
藤井 一郎	取締役社長 (代表取締役)	
松尾 勇治	常務取締役	管理部長
藤井 翔太	常務取締役	経営企画室長
川嶋 伸久	取締役	アパレル資材部長
上原 康裕	取締役	生産部長
杵山 広幸	取締役 (監査等委員)	
吉田 薫	取締役 (監査等委員)	吉田 薫法律事務所代表 弁護士
山田 善紀	取締役 (監査等委員)	税理士法人川嶋総合会計代表社員 公認会計士 株式会社トーセ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社たけびし 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役吉田薫、山田善紀の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
2. 取締役山田善紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社では、内部監査室が監査等委員会の職務を補佐しているほか、重要会議への出席や重要書類の閲覧を通じて情報収集を行い、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、非業務執行取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当社は吉田薫氏及び山田善紀氏との間で、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(2) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の事項を総合的に勘案して決定するものとします。なお、当社においては、製品の販売に係る施策の効果が業績に反映するまでに時間を要する場合等を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である基本報酬としての固定報酬、賞与、退職慰労金で構成し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はないものとします。

- ① 経営状況、業績
- ② 役位、在任年数
- ③ 従業員給与とのバランス
- ④ 他社の報酬水準
- ⑤ 経済情勢

2. 支給時期

支給時期については月額制とし、期末決算確定後の一定の時期に賞与を支給することができるとします。

また、退任時には一定の基準に基づき、株主総会決議により退職慰労金を支給するものとします。

3. 決定手続き

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬、賞与及び退職慰労金は、代表取締役の提案に基づき、社外取締役が参加した取締役会決議により決定するものとします。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で承認された総額の範囲で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第70期定時株主総会において年額1億2,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。また、同時に監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額4,000万円以内と決議しております。

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、その決定方法及び内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
		基本報酬	対象となる取締役の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	68,610 千円	68,610 千円	5 名
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	14,925 (8,058)	14,925 (8,058)	3 (2)

(注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当該期間における役員退職慰労引当金の増額分（取締役（監査等委員である取締役を除く。）分15,360千円 監査等委員である取締役分1,440千円（うち社外960千円））が含まれております。

⑤業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

⑥非金銭報酬等の内容

該当事項はございません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 田 薫	吉田薫法律事務所の代表を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 善 紀	当社が顧問契約を締結しております税理士法人川嶋総合会計の代表社員を兼職しておりますが、その年間契約料は同法人及び当社の営業収益からみて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。 また、株式会社トーセの社外取締役（監査等委員）及び株式会社たけびしの社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 の 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 田 薫	当期に開催された取締役会29回の内28回に出席し、また、当期に開催された監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、果たすことが期待される役割に関して行った職務として、弁護士の知見でコンプライアンス経営の観点から、取締役会の監督を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 善 紀	当期に開催された取締役会29回の内28回に出席し、また、当期に開催された監査等委員会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、果たすことが期待される役割に関して行った職務として、公認会計士の知見でコンプライアンス経営の観点から、取締役会の監督を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、及びそれに基づく報酬見積もりが適切であるかを検討するとともに、会計監査の職務の執行状況を検討した結果、会計監査人の報酬等の額には妥当性があると判断し、同意しております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障が生じた場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を決定し、取締役会は、これを株主総会に付議いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,749,324	流 動 負 債	588,347
現金及び預金	2,746,675	買掛金	345,382
受取手形	180,668	未払金	107,557
電子記録債権	204,312	未払法人税等	9,352
売掛金	864,673	契約負債	5,028
商品及び製品	1,498,868	賞与引当金	48,236
仕掛品	761,806	その他の	72,790
原材料及び貯蔵品	439,182	固 定 負 債	741,654
その他の	61,665	繰延税金負債	431,842
貸倒引当金	△8,527	役員退職慰労引当金	219,806
固 定 資 産	4,026,485	退職給付に係る負債	50,277
有 形 固 定 資 産	2,650,929	資産除去債務	32,788
建物及び構築物	1,962,583	その他の	6,940
機械装置及び運搬具	269,948	負 債 合 計	1,330,001
土地	369,514	純 資 産 の 部	
リース資産	2,094	株 主 資 本	7,900,310
建設仮勘定	11,805	資本金	923,325
その他の	34,983	資本剰余金	771,087
無 形 固 定 資 産	202,500	利益剰余金	6,315,211
その他の	202,500	自己株式	△109,313
投 資 そ の 他 の 資 産	1,173,055	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	798,149
投資有価証券	884,713	その他有価証券評価差額金	267,385
長期前払費用	9,519	為替換算調整勘定	531,836
繰延税金資産	2,716	退職給付に係る調整累計額	△1,073
退職給付に係る資産	33,802	非 支 配 株 主 持 分	747,348
その他の	250,155	純 資 産 合 計	9,445,808
貸倒引当金	△7,850	負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,775,810
資 産 合 計	10,775,810		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
高価	5,417,452		
益費	4,064,644		
失	1,352,807		
益	1,565,724		
息	212,916		
金	8,021		
入	28,327		
入	24,289		
他	8,770		
用	9,632		79,041
息	160		
価	10,612		
損	17,555		
用	4,610		
他	1,817		34,755
失			168,631
失			
損	392		392
失			169,023
税	22,755		
額	△12,871		9,883
失			178,907
純			14,685
損			164,221
失			

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部					負債の部				
科	目		金額		科	目		金額	
流動	現金及び預金		3,821,681		流動	負債		251,944	
	現金及び預金		1,519,769			買掛金		77,123	
	受取手形		97,811			未払費用		82,347	
	販売掛及び製品		160,926			未払費用		19,151	
	仕掛及び貯蔵品		379,265			契約負債		528	
	原材料及び貯蔵品		827,501			預り金		4,008	
	前払費用		560,649			賞与引当金		42,325	
	関係会社短期貸付		76,589			その他の		26,460	
	未収入		12,098			固定負債		545,713	
	未収入		150,843			繰延税金負債		325,874	
	未収入		26,062			退職給付引当金		5,279	
	未収入		3,664			役員退職慰労引当金		195,520	
	未収入		6,499			資産除去債務		12,300	
固定	有形固定資産		4,439,994			長期預り保証金		6,740	
	建物		1,091,534		負債	合計		797,658	
	構築物		55,620			純資産の部			
	機械及び装置		65,132		株主資本		7,196,632		
	車両運搬具		4,425		資本		923,325		
	工具、器具及び備品		21,877		資本剰余金		758,014		
	土地		334,490		資本準備金		758,014		
	建物		2,094		利益剰余金		5,624,606		
	建設仮勘定		11,805		利益準備金		209,238		
無形	固定資産		11,257		その他利益剰余金		5,415,367		
	ソフトウェア		9,347		固定資産圧縮積立金		518,337		
	電話加入権		1,909		別途積立金		4,500,000		
投資	その他の資産		2,841,756		繰越利益剰余金		397,030		
	関係会社株		884,713		自己株式		△109,313		
	関係会社出資		486,720		評価・換算差額等		267,385		
	関係会社長期貸付		436		その他有価証券評価差額金		267,385		
	関係会社長期費用		935,818		純資産合計		7,464,018		
	関係会社前払費用		276,900		負債及び純資産合計		8,261,676		
	関係会社前払費用		24,552						
	関係会社前払費用		7,664						
	関係会社前払費用		33,363						
	関係会社前払費用		184,044						
	関係会社前払費用		7,543						
資産	合計		8,261,676						

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売	上	高			2,731,373
売	上	価			2,051,692
販	上	益			679,681
管	費	費			902,696
営	業	失			223,015
	業	益			
	外	息	6,204		
	取	金	45,988		
	取	入	41,329		
	賃	入	8,770		
	料	益	17,162		
	電	他	6,277		125,732
	替	用			
	の	息	38		
	外	原	22,326		
	支	価	4,610		
	賃	他	1,732		28,708
	料	失			
	電	失			125,991
	の	損			
	常	損			
	別	除			
	資	却			
	産	損	308		308
	期	純			
	純	損			
	税	失			126,300
	引	税	5,213		
	前	額	△4,978		235
	住	調			
	民	整			
	税	損			
	等	失			126,535
	期	純			
	純	損			

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 フジックス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鳥 居 陽
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 古 嶋 雅 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 フジックス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
大阪事務所
指 定 社 員 公認会計士 鳥 居 陽
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 古 嶋 雅 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社フジックス 監査等委員会
監査等委員 枚山広幸 ㊞
監査等委員 吉田 薫 ㊞
監査等委員 山田善紀 ㊞

(注) 監査等委員 吉田薫及び山田善紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

M E M O

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

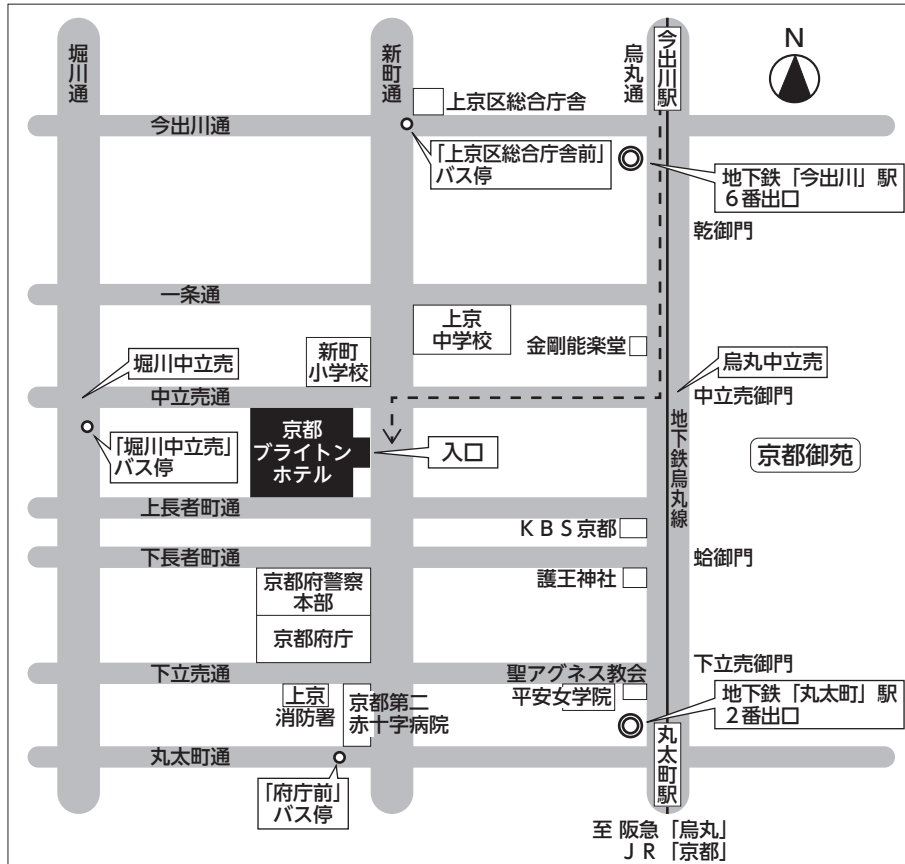
連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会会場ご案内略図

京都市上京区新町通中立売下る仕丁町330番地
京都ブライトンホテル地下1階 麗華の間
電話 075 (441) 4411 (代表)
※会場が昨年と異なりますのでご注意ください。



交通機関のご案内

●地下鉄利用の場合

烏丸線今出川駅下車（6番出口）徒歩8分

なお、地下鉄烏丸御池駅—京都ブライトンホテル間のシャトルバスが20分間隔で運行されています（所要時間約7分）。